

定例教育委員会

議

案

議案第15号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成30年9月18日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第16号

六呂瀬山古墳群調査整備委員会設置要綱の一部改正について

六呂瀬山古墳群調査整備委員会設置要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成30年9月18日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

六呂瀬山古墳群調査整備委員会設置要綱の一部を改正する要綱

平成30年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

六呂瀬山古墳群調査整備委員会設置要綱（平成27年坂井市教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 会長は、会議に必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

この告示は、平成30年9月18日から施行する。

坂井市教育委員会文化課所管 六呂瀬山古墳群調査整備委員会設置要綱(平成27年坂井市教育委員会告示第16号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>（会議）</p> <p>第6条 委員会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>4 会長は、会議に必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p>	<p>（会議）</p> <p>第6条 委員会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>